



こんなことが 決まりました！

● 下水道の使用料金を統一

3市町合併後の懸案事項でもあった、地区ごとに異なる公共下水道の使用料と農業集落排水処理施設の使用料をそれぞれ統一するため、公共下水道条例と農業集落排水処理施設の設置管理条例の一部が改正されました。改正の主な内容は以下のとおりです。なお、平成20年4月1日から実施されます。
(表中「<」は「…を超え…まで」を表す。)

● 改正前の公共下水道使用料

	基本料金 (2月につき)		超過料金 (1 m ³ につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
旧笠間市 旧友部町 地区	20 m ³ まで	2,940 円	20 m ³ < 40 m ³	147.0 円
			40 m ³ < 60 m ³	157.5 円
			60 m ³ < 200 m ³	168.0 円
			200 m ³ <	178.5 円
旧岩間町 地区	20 m ³ まで	2,940 円	20 m ³ <	157.5 円

● 改正前の農業集落排水処理施設使用料 (1 箇月につき)

	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
旧友部町 地区	10 m ³ まで	1,470 円	10 m ³ < 20 m ³	147.0 円
			20 m ³ < 30 m ³	157.5 円
			30 m ³ < 100 m ³	168.0 円
			100 m ³ <	178.5 円

旧岩間町 地区	区分	基本額	人員割額	適用範囲
	一般家庭用	2,100 円	525.0 円	一般世帯
	その他		210.0 円	事務所・事業所等
			52.5 円	営業に伴う排水施設を有するもの
	公共施設		10.5 円	公共の用に供する施設



● 改正後の公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料

	基本料金 (2月につき)		超過料金 (1 m ³ につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
全地区	20 m ³ まで	2,940 円	20 m ³ < 40 m ³	147.0 円
			40 m ³ < 60 m ³	157.5 円
			60 m ³ < 200 m ³	168.0 円
			200 m ³ <	178.5 円

なお、公共下水道では、他に浴場汚水の規定あり。

● 請負契約などの議案を可決

- 災害対応特殊消防ポンプ自動車購入 1774 万 5000 円
- 友部中学校改築校舎建設工事 3 億 5700 万円

● 公共下水道の根幹施設の増新設工事が始まる

公共下水道事業の根幹的施設である終末処理場と中継ポンプ場の建設工事を日本下水道事業団に委託するため、「笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定」締結について、議会の議決を求められ、議会は原案のとおり可決し、締結を認めました。

建設工事の内容は、浄化センターいわま、浄化センターともべ、高野前橋汚水中継ポンプ場の増設、新築です。

浄化センターいわまでは、管渠整備区域の拡大に伴い流入汚水量が順調に増加し、現在の処理能力を平成22年には超えてしまうため、オキシデーションディッチ、最終沈殿池を増設し、それに伴う機械・電気設備を増設します。

浄化センターともべでは、流入汚水量の増加に伴う汚泥の増加に対処するため、処理水再利用施設を増設します。

また、高野前橋中継ポンプ場には岩間地区の大半の汚水が流れ込み、現在の仮設ポンプ場では平成22年には揚水能力が足りなくなってしまうため、ポンプ施設を増強し、自家発電施設を備えたポンプ場などを新設します。

工事は、今年度着手し、平成22年度の完成の予定です。また、これら建設工事の予定概算事業費は10億円です。

● 請願陳情の審議結果です

今期定例会で審議された請願陳情の結果は、次のとおりです。

	請願陳情名	請願陳情者	結果
陳情 19-1 号	入札制度に関する陳情書	笠間市鯉淵 6340 笠間市建設業協会の 会長 犬塚 卓	趣旨採択
請願 19-1 号	公共工事における賃金等確保(公契約法)の制定を求める請願書	笠間市住吉 1564-10 笠間市友部職工組合 組合長 鈴木 正義	採択
陳情 19-4 号	公共工事における賃金等確保(公契約法)の制定を求める陳情書	笠間市下郷 4439 岩間建築業組合 会長 岡島 勉	採択

● 請願陳情の採択を受け、意見書を議決

請願第19-1号と陳情19-4号を採択し、笠間市議会では、地方自治法第99条に基づく「公共工事における賃金確保法(公契約法)の制定を求める意見書」を議決、内閣総理大臣など国の関係機関へ送付しました。内容は以下のとおりです。

今日、デフレ経済のもと建設投資全体が落ち込み、建設現場で働く職人や労働者の労働条件・賃金が大きく切り下がり、生活危機がさらに深刻化している。生活していくための賃金や労働条件が「市場任せ」に放置されるのではなく、とりわけ公共工事の現場において、現場で汗して働く建設労働者の最低限の生活をささえる賃金、労働条件が確保されることがどうしても必要と考える。

生活するための建設労働者の賃金を、資材や商品と同じ市場にならべるのではなく、賃金を底支えする制度となる「公共工事における賃金等確保法」(公契約法)の制定を検討するよう強く要望する。(要約)